

返戻金制度について

<返戻金制度>

当社の紹介により就職した者が、入社後3ヶ月以内に本人の都合による退社又は本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から次に定める金額を求人者に返還する制度です。

- 1 入社以後1ヶ月以内の場合は、サービス利用料の80%を返還するものとする。
- 2 入社以後1ヶ月超3ヶ月以内の場合は、サービス利用料の50%を返還するものとする。

ただし、紹介予定派遣の場合、派遣先（求人者）で就業中の派遣労働者を求職者として紹介する場合には、この返戻金制度適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により、別の定めをする場合があります。

有料職業紹介事業許可番号（ 許可番号 40-ユ-300962 ）

事業所 株式会社ジョイス・ワーク

住 所 福岡県久留米市六ツ門町 13-41

シャルム六ツ門 103 号